委員会提出議案第　４　号

調布市議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和　７　年　５　月３０日

提出者　議会運営委員長　宮　本　和　実

提案理由

わかりやすく開かれた議会を目指し，多様な市民の市議会への参加を促す一助となるよう，傍聴環境を整備し所要の改正及び規定の整備を行うため，提案するものであります。

調布市議会規則第　　号

調布市議会傍聴規則の一部を改正する規則

調布市議会傍聴規則（昭和４６年調布市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の次に次の１項を加える。

３　大規模な災害の発生，重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は，同項の規定にかかわらず，議長が別に定員を定めることができる。

第７条各号を次のように改める。

(1)　銃器その他危険な物を持っている者

(2)　ビラ，プラカード，垂れ幕，たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し，又は着用している者

(3)　酒気を帯びていると認められる者

(4)　その他会議を妨害し，又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第７条に次の２項を加える。

２　議長は，必要と認めるときは，会議を傍聴しようとする者に対し，係員をして，前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

３　議長は，前項の質問を受けた者がこれに応じないときは，その者の入場を禁止することができる。

第８条各号を次のように改める。

(1)　静粛にすること。

(2)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し，又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3)　携帯電話端末その他音を発する機器は，電源を切り，又は音を発しない状態にすること。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　その他議場の秩序を乱し，会議を妨害し，又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第９条の見出し中「，映画等の撮影及び録音」を「の撮影，録音，録画，放送」に改め，同条中「，映画等を撮影し，又は録音」を「の撮影，録音，録画，放送」に改める。

第１０条中「速やかに，」を「直ちに」に改める。

様式を次のように改める。

第１号様式（第３条関係）

傍　　聴

第２号様式（第５条関係）

報 道 傍 聴

附　則

この規則は，公布の日から施行する。